

## 香川県条例第28号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
第3条の2 略  (期末手当) 第14条の5 略  2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> (人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第14条の8において「特定管理職員」という。)にあっては、 <u>100分の92.5</u> )を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の157.5</u> 」とする。 4 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」と、「 <u>100分の92.5</u> 」とあるのは「	第3条の2 大学教育職給料表の4級の職を占める職員で香川県立保健医療大学の学長の職にあるものの給料月額は、前条及び第4条の規定にかかわらず、86万円を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならぬ。  (期末手当) 第14条の5 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第14条の8までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条から第14条の8までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第16条の2第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> (人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第14条の8において「特定管理職員」という。)にあっては、 <u>100分の107.5</u> )を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とする。 4 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは

<p><u>100分の52.5</u>とする。 5～7 略</p>	<p><u>「100分の62.5」</u>とする。 5～7 略</p>
---------------------------------------	---

第2

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第14条の5 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第14条の8において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の100</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とする。 4 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 5～7 略</p>	<p>(期末手当) 第14条の5 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第14条の8において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の92.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは、「<u>100分の157.5</u>」とする。 4 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。 5～7 略</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等) 第5条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3、第14条の3第1項、第14条の4第1項及び第14条の5第2項の規定の適用については、給与条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する医師又は</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第5条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3、第14条の3第1項、第14条の4第1項及び第14条の5第2項の規定の適用については、給与条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する医師又は</p>

歯科医師である職員に限る。）」と、給与条例第14条の3第1項中「「特別調整額受給職員」という。）」とあるのは「「特別調整額受給職員」という。）」又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の4第1項中「特別調整額受給職員」とあるのは「特別調整額受給職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の5第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

3 略

歯科医師である職員に限る。）」と、給与条例第14条の3第1項中「「特別調整額受給職員」という。）」とあるのは「「特別調整額受給職員」という。）」又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の4第1項中「特別調整額受給職員」とあるのは「特別調整額受給職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の5第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 略

第2

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3、第14条の3第1項、第14条の4第1項及び第14条の5第2項の規定の適用については、給与条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員に限る。）」と、給与条例第14条の3第1項中「「特別調整額受給職員」という。）」とあるのは「「特別調整額受給職員」という。）」又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の4第1項中「特別調整額受給職員」とあるのは「特別調整額受給職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の5第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3、第14条の3第1項、第14条の4第1項及び第14条の5第2項の規定の適用については、給与条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員に限る。）」と、給与条例第14条の3第1項中「「特別調整額受給職員」という。）」とあるのは「「特別調整額受給職員」という。）」又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の4第1項中「特別調整額受給職員」とあるのは「特別調整額受給職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の5第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前

附 則

1～4 略

(令和3年12月の期末手当の支給)

5 会計年度任用職員に対する令和3年12月の期末手当の支給において第5条第1項又は第14条第1項の規定によりその例によることとされる常勤の職員の期末手当については、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和3年香川県条例第28号)による改正後の給与条例第14条の5又は公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和3年香川県条例第29号)による改正後の学校職員給与条例第24条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1～4 略

(令和2年12月の期末手当の支給)

5 会計年度任用職員に対する令和2年12月の期末手当の支給において第5条第1項又は第14条第1項の規定によりその例によることとされる常勤の職員の期末手当については、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和2年香川県条例第39号)による改正後の給与条例第14条の5又は公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和2年香川県条例第40号)による改正後の学校職員給与条例第24条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第2

改正後

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第5条 基準日(給与条例第14条の5又は学校職員給与条例第24条の3の基準日をいう。以下同じ。)にそれぞれ在職する第2号会計年度任用職員のうち任期が6月以上の者(任期が6月未満の者のうち任命権者が人事委員会に協議して定める者を含む。)に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、給与条例第14条の5第2項及び学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の125」とする。

2 略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第14条 基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員(任命権者が人事委員会に協議して定める者を除く。)のうち任期が6月以上の者(任期が6月未満の者のうち任命権者が人事委員会に協議して定める者を含む。)で、かつ、任命権者が人事委員会に協議して定める方法により算出する1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、給与条例第14条の5第2項及び学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の120」とあるの

改正前

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第5条 基準日(給与条例第14条の5又は学校職員給与条例第24条の3の基準日をいう。以下同じ。)にそれぞれ在職する第2号会計年度任用職員のうち任期が6月以上の者(任期が6月未満の者のうち任命権者が人事委員会に協議して定める者を含む。)に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。

2 略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第14条 基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員(任命権者が人事委員会に協議して定める者を除く。)のうち任期が6月以上の者(任期が6月未満の者のうち任命権者が人事委員会に協議して定める者を含む。)で、かつ、任命権者が人事委員会に協議して定める方法により算出する1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。

は、「100分の125」とする。

2 略

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第2の表の改正部分、第2条中第2の表の改正部分及び第3条中第2の表の改正部分は、令和4年4月1日から施行する。